令和7年第5回加賀市農業委員会定例総会

令和7年5月26日（月）

開会（午後２時 56 分）

事務局（中田局長）	これより令和７年 第５回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 本日は、農業委員の現委員 14 名のうち 13 名の出席をいただいており、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては 13 名全員の出席をいただいております。 また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17 日に永田委員、中出委員、事務局職員２名の計４名で行いましたことをご報告いたします。 それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）	皆さん、こんにちは。（あいさつ等） それでは、令和７年第５回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

議事録署名員の指名

議長（中村会長）	初めに議事録署名員の指名をいたします。 ４番 加納委員を指名します。

議案第１8号　農地法第３条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案第 18 号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（西出）	議案第 18 号 [redacted] ほか２名から

	農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は３件です。 　整理番号１番、[redacted]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人は民宿を経営しており、この農地は民宿の裏にあります。現在、譲渡人が耕作している畑を譲受人が畑として取得を希望しました。譲受人は現在親戚の農地で畑を耕作しており、民宿で提供する食材になる野菜を耕作しています。農地取得後は民宿で利用する食材の耕作や、宿泊者の農業体験等の場として利用していくものです。 　整理番号２番、[redacted]の譲受人が自宅敷地横の農地を取得するものです。該当農地は畑になっており、現在譲受人が耕作しています。今回譲渡人より農地を譲渡したい要望があり、譲受人が取得するものです。農地取得後も継続して自宅横で畑を行う予定です。 　整理番号３番、[redacted]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、親より相続した農地を譲受人へ譲渡することを希望しています。譲受人は譲渡人より農地の耕作を依頼され、継続して水稲などを耕作し面積拡大を目指すものです。 　以上、これら案件は資料２の調査書の通り、農地法第３条第２項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 　議案第 18 号 農地法第３条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第１９号　農地法第５条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案第１９号 農地法第５条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、永田委員から報告をお願いします。
永田委員	それでは、報告します。 整理番号１番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界には既存の擁壁が設置されております。また、砂利舗装であり雨水は地面に浸透させる計画となっております。 整理番号２番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界は擁壁を設置して区画を囲う計画となっております。また、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。 整理番号３番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界には既存の擁壁が設置されております。また、砂利舗装であり雨水は地面に浸透させる計画となっております。 整理番号４番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界と隣接の畑は同じ高さであり、隣地境界に沿って水路を設置する計画であることから、土砂の流出はないと考えられます。また、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。 以上４件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（中田局長）	整理番号１番は[redacted]地内にあり、田、２筆合わせて面積 1,103 ㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は[redacted]を営んでおり、現在の会社の駐車場が手狭となったため、会社近くの申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は前面道路の幅員が４ｍ以上、上下水道管があり、概ね 500m以内に２つ以上の教育施設があるため

	第３種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 　２番は[redacted]地内にあり、畑、面積 99 ㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地手前の雑種地と合わせて住宅を建てる他地目併用申請です。申請地は、農地の拡がりが 10ha 未満の農地の一部であることから第２種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。 　３番は[redacted]地内にあり、畑、面積 112 ㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は申請地の正面に住んでおり、既存の駐車場が手狭になったため、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが 10ha 以上あることから第１種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/２以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。 　４番は[redacted]地内にあり、畑、面積 264 ㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はこの度結婚をしたことから、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが 10ha 以上あることから、第１種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。 　説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 　議案第 19 号 農地法第５条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

議長（中村会長）	（挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。
報告 第９号　農地利用最適化活動について	
議長（中村会長） 議長（中村会長）	次に、報告 第９号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員３名からの報告） その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局（宮下） 議長（中村会長）	その他資料（資料３）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告） ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和７年 第５回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後3時 51 分）	